



第10回全国中高教育模擬国連大会(AJEMUN)

C議場 PPまとめ

Afghanistan

現在、わが国は国内の法制度が機能不全に陥り、実権を握る非正統な勢力によって重大な人権侵害が繰り返されるという、未曾有の事態に直面しています。この極めて困難な状況を踏まえ、国際社会に対し以下の声明を表明します。

第一に、国際刑事司法の実効性強化についてです。現状では、逮捕状が発行されても執行を強制する警察力がなく、各国の自発的な協力に依存せざるを得ない構造的限界があります。特にわが国のように、実権勢力が国際司法の正当性を認めない場合、被害者の正義へのアクセスは事実上断絶されます。私たちは、「積極的補完性」に基づき、地域機構等と連携してデジタル証拠の保全や能力構築を支援する枠組みの構築を求めます。また、限られた資源の中で捜査対象を選定する際、特定の大国への配慮や予算の多寡による「選択的正義」が生じないように、捜査優先順位の客観的基準の明文化とプロセスの透明化を最優先課題として提案します。

第二に、裁判所の独立性と信頼性の確保についてです。近年、捜査に関わる判事や検察官が、非締約国から不当な経済制裁や威圧的行為を受けるといった深刻な事態が発生しています。これは国際司法の根幹を揺るがす「司法の運営に対する罪」に等しい行為です。私たちは、職員が制裁対象となった際に、締約国が共同で外交的・法的に保護を行う「ICC職員保護メカニズム」の創設を支持します。さらに、特定の事案に偏った「指定寄付」への依存を脱却し、通常予算による安定的・公平な財政基盤を確立することで、小国における事態の捜査が不当に後回しにされるリスクを排除すべきです。

国際司法は、大国の思惑や資源の多寡によって左右されてはなりません。わが国は、「法の前の平等」が全ての犠牲者に等しく適用される制度改革の実現を強く求め、本会議での議論に貢献する決意です。

Albania

アルバニア共和国は2003年の加盟以来、国際刑事裁判所(ICC)の強固な支持国として「法の支配」と不可罰性の打破を追求してきた。過酷な独裁体制を克服した歴史を持つ我が国にとって、公的地位を免罪符とせず個人の刑事責任を追及するローマ規程第27条の厳格な適用は、国際社会が死守すべき不変の規範である。EU正式加盟を目指す立場として、我が国は欧州が掲げる人権と国際法の遵守に完全に同調し、本会議での議論を主導する。現在、ICCは自前の警察機能を持たないことによる「執行力の欠如」と、大国による政治的・経済的圧力という深刻な危機に直面している。特に途上国等の加盟国が大国からの圧力や逮捕状の執行をめぐり外交的板挟みに陥る現状を打開するため、我が国は締約国会議(ASP)の下に「不履行予防・事前協議ワーキンググループ」を新設することを提案する。本機関を通じ、事前に法的・外交的困難をICC側と協議・共有することで、安全な履行支援体制を構築し、制度の実効性を高めるべきである。また、特定地域への偏在(二重基準)を解消し、非加盟の大国から裁判官や検察官および締約国へ科される不当な制裁措置や干渉を退けるため、ASPとして「司法の独立保護に関する共同対抗指針」を採択することを呼びかける。あわせて、特定の政治的意図を持った自発的拠出金への依存を排し、全加盟国による均等で安定した基本予算の拠出体制を維持することで、大国の影響力に左右されない独立した公正な正義を確立する。我が国は、対話による履行支援と司法の独立防衛を通じ、持続可



能な国際司法秩序の再構築を目指し、全締約国との合意形成に尽力する。

Australia

オーストラリアは、国際社会における「法の支配」の徹底と、重大な国際犯罪に対する不処罰の根絶を外交政策の揺るぎない柱に据えている。この観点から、国際刑事裁判所(ICC)は国際正義の実現と紛争予防において不可欠な中核機関であると位置づけている。しかし、現状のICCは、加盟国間の政治的対立に起因する協力不足、限られた財政的・人的リソース、および逮捕状の執行力不足という深刻な構造的な課題に直面しており、その機能的限界が懸念されている。

こうした課題を克服するため、オーストラリアは本会議において、実効性の強化と組織運営の改善に向けた以下の2点を中心的な柱として具体的な政策を提案する。第一に、逮捕状の執行力強化と業務の効率化である。特にインド太平洋地域内の加盟国に対し、逮捕状の執行に関する専門知識の共有および法執行機関間におけるボトムアップの協力ネットワークの育成を目的とした、地域的で実務的なプラットフォームの設立を目指す。同時に、締約国会議に対し、限られたリソースの配分の最適化および不要な訴訟遅延を防ぐための手続規則の策定に専念する常設の専門家特別作業班を設置することを働きかけていく。

第二に、組織の独立性とガバナンスの向上である。政治的圧力を完全に排除し組織の清廉性を担保するため、裁判官および検察官の選考プロセスにおいて、外部の独立した専門家委員会による厳格な適格審査ルールを導入する必要性を強調する。さらに、国際刑事裁判所に対し、財政の透明性と業務上の説明責任を常時監査する内部監視システムの強化を求めている。

オーストラリアは主権国家間の協調と自主性を尊重しつつ、ICCの独立性と信頼性を高める現実的な議論を推進していきたい。すべての加盟国が一体となり国際法秩序の維持と正義の実現に向けた実効的な解決策を見出すべく、貢献していきたい。

Bangladesh

バングラデシュ人民共和国は南アジアにおける早期のローマ規定締約国であり、また100万人を超えるロヒンギャ避難民を保護する受け入れ国としてICCの独立性と実効性を担保するとの重要性を主張する。法の支配と国際司法の正義を守るため、我が国は2つの論点において制度改革を提案する。

第一に、「ICCの実効性強化」に関して、国連安全保障理事会が拒否権の行使により機能不全に陥る現状を踏まえ、ローマ規定12条2項b(越境型犯罪)に基づく管轄権の運用を強く支持する。非締約国で発生した犯罪にも、被害や影響が締約国に及ぶ場合、安保理の付託を介さず検察官が独立して捜査ができる体制は不処罰の横行を防ぐ不可欠な要素である。また、被疑者の逮捕に向けた非協力国への対応として「段階的対話システム」の構築、裁判の長期化を見据え判決前であっても被害者に心理的・経済的・医療的支援を提供する被害者支援基金の拡充を強く要請する。

第二に、「ICCの独立性と制度改革」に関して主要大国や非締約国による裁判官・検察官への不当な個人制裁や圧力を断固として非難し、締約国会議議長による監視・対話の導入や既存資源を活用したICC関係者の保護制度の整備を求める。そして、特定拠出国が資金力による操作の優先順位を誘導することを防ぐため、自発的拠出金の目的指定不可原則を徹底することにより透明な予算ガバナンスを確立する。合わせて独立監督組織を通じた内部不祥事・ハラスメントの厳罰化とア



ジア・太平洋や途上国出身者の公平な地理的配分を推進し、国際社会全体から納得かつ信頼のある組織構築をすべきである。
したがって、我が国はICCが国際司法の要となるために以上の改革をすべきであると提案する。

Barbados

バルバドスは、国際刑事裁判所 (ICC) が国際社会において、不可欠な役割を担う機関であると考えている。一方で、ICC がその役割を十分に果たすためには、国家主権を尊重しつつ、独立性・実効性を一層強化する制度改革が必要である。

まず、ICC の実効性向上に向けては、補完性原則を維持しながら、加盟国の司法能力を強化することが重要である。バルバドスは、能力のある加盟国による専門家派遣や司法研修などの能力構築支援を推進し、すべての加盟国が継続的に ICC へ協力できる体制を構築すべきであると考えている。また、加盟国間の司法能力格差を拡大させる制度改革には反対する。履行義務の確保に当たっては、制裁ではなく、能力や技術支援を通じて加盟国の協力を促進すべきである。一方で、国家主権を過度に侵害するような ICC への権限集中には反対するが、ジェノサイドや人道に対する罪などの重大な国際犯罪については、確実な責任追及が行われるべきである。

さらに、ICC の独立性を守るためには、判事・検察官に対する制裁や脅迫などの政治的圧力に対し、バルバドスは、政治的圧力に左右されない国際刑事司法制度の確立を支持するとともに、ICC 判事・検察官及びその家族の安全確保や法的支援に関する制度を強化すべきであると考えている。また、ASP (締約国会議) の下で政治的圧力への対応を強化し、加盟国が連携して ICC の独立性を擁護する仕組みを整備することを提案する。

加えて、ICC の安定した運営には、持続可能な財政基盤の確立が不可欠である。各国の能力に応じて専門家派遣や司法研修など多様な形で貢献できる制度を推進すべきである。また、加盟国ごとの分担金納付状況を毎年公表し、期限内の納付を促すとともに、継続して滞納する加盟国には ASP を通じて改善計画の提出を求めることを提案する。さらに、予算執行の透明性及び説明責任を一層強化し、加盟国から信頼される運営体制を確立することが重要である。

バルバドスは、小国を含むすべての加盟国がそれぞれの能力に応じて公平に協力できる ICC を目指し、実効性と持続可能性を兼ね備えた制度改革を支持する。

Brazil

Bulgaria



Burkina Faso

論点1「ICCの実効性をどのように強化すべきか」に関して、我が国は以下の提案をする。まず、ICCの捜査・訴追における地域偏重を防ぐため、年に一度、締約国会議でICCの捜査・訴追対象となった事件を地域別に分析し、特定地域への過度な偏りがないかを検証する制度を設ける。ただし、単に地域ごとの件数を均等化するのではなく、偏りが生じた原因を確認し、犯罪の重大性や証拠など客観的な基準に基づいて捜査・訴追が行われているかを検証する。さらに、逮捕・移送時の協力体制を強化するため、締約国を地域ごとの協力グループに分け、ICCが距離や交通事情、治安などを考慮して担当国を選定する制度を導入する。担当国は交代制とし、逮捕・移送にかかる費用を補償することで、特定の国への負担集中を防ぎ、各国が協力しやすい体制を整える。

論点2「ICCに対して、各国はどのような改革を求めるべきか」に関して、我が国は以下の提案をする。ICCが国際刑事司法の中核機関としてその役割を果たし続けるためには、独立性と財政的安定性の双方を強化する制度改革が必要であると考え。第一に、ICC判事・検察官に対する制裁や脅迫は司法の独立性を著しく損なうため、ASP及び国連総会を通じて職員保護の枠組みを強化し、サイバー攻撃や金融制裁への対策を整備すべきである。第二に、ICCの財政基盤は加盟国が経済力に応じて公平に負担し、発展途上国へ過度な負担を課すべきではない。また、任意拠出金については透明性を向上させ、資金提供が特定の事件や地域への政治的影響につながらない運用を確保することで、ICCの公正性と信頼性を一層高めるべきである。加えて、未払い分担金の解消に向けて、各国の事情を考慮した分割納付制度や納付計画制度を整備しつつ、加盟国が責任を持って分担金を履行できる仕組みを強化すべきである。また、財政的な貢献が大きい国には、ICCの財政や制度改革に関する協議への参加機会を増やすなど、司法判断とは切り離れた範囲でメリットを与える。これにより各国の継続的な資金提供を促しつつ、経済力によって司法上の扱いが変わることを防ぐ。

Cabo Verde

カーボベルデ共和国は、ローマ規程締約国として法の支配と人権擁護を深く支持し、「不処罰なき世界」の実現に向けた国際刑事裁判所(ICC)の使命を強く肯定する。しかし現在、特定地域への偏りに対する「選択的正義」の懸念や構造的なリソース不足、大国からの不当な圧力が、ICCの普遍性と正当性を揺るがしている。当国は持続可能で公正な国際司法の確立に向け、以下の二点を中核とした改革を提案する。

第一に、「ICCの普遍性向上と実効性・効率性の強化」である。未締約国の参加を促し、世界のあらゆる地域や大国をカバーする「普遍的裁判所」へ進化させるとともに、加盟国による財政支援や国内協力を推進する。特に途上国に対しては、他国に任せるのではなく、自国で重大犯罪を適正に訴追できるよう「積極的補完性」に基づく国内司法能力の構築支援を強化すべきである。先進国等からはコスト負担への懸念も示されるが、普遍的なルール適用の確立こそが、長期的には国際秩序の安定という全加盟国の利益に資する。また、限られた予算の中での事務局改革を通じて、予算や人員を無駄なく適切な業務に充てる。

第二に、「司法の独立性の維持と締約国会議(ASP)によるガバナンス改革」である。大国による制裁や政治的圧力から判事や検察官の自律性と身分を全締約国で共同保護する大原則を堅持しつつ、ASPを通じた説明責任と透明性の向上を求める。あわせて、地理的バランスや多言語主義(小国の人材の登用)を推進し、偏りのないガバナンスを構築する。審理遅延などの現場の負担増に対しては、重複する手続きの統合やIT化による「スマートなガバナンス改革」をセットで進めることで、透明性と効率性を両立させる。

カーボベルデは、小国や途上国が一方的に不利益を被らない多国間主義の枠組みを死守しつつ、すべての加盟国が信頼できる公正な国際司法制度の構築を目指します！ よろしくお願いま



す。

Cambodia

カンボジアは過去にクメール・ルージュ政権下で重大な国際犯罪を経験した国であり、その責任追及のために国連と共同でカンボジア特別法廷(ECCC)を設立した歴史を持っています。そのため、国際刑事裁判所(ICC)が国際社会における法の支配を促進し、重大な国際犯罪の防止と被害者の救済において重要な役割を果たしていることを認識しています。我が国は、ローマ規程締約国として、ICCの理念を支持し、国際刑事司法制度の発展に積極的に貢献していく姿勢を示します。

第一に、ICCの実行性の強化において、判事・検察官への教育援助と加盟国への協力促進制度として金銭支援と技術支援をすることを提案します。この政策によって司法の能力が上昇し事件への公平性を高めることができます。また、支援をすることで加盟国の協力により積極的な逮捕状の執行ができると考えています。

第二に、自国はICCへの政治的圧力を監視する第三者委員会の設立と調査報告書の提出を求めます。これにより、政治的圧力の可視化と透明性の確保ができるようになります。また、判事・検察官の出身地域の偏りをなくことで、特定地域への集中を是正できると考えます。

第三に、ICCの財政的自立及び資金調達のための国際基金の設立を促します。国際基金の設立によって政治的圧力に左右されない資金調達ができるようになります。

自国はこの問題に対し、国際社会での結びつきや協力が重要だと主張します。そのため会議では所属する地域ごとに集まることで、似たような政策を提案する国と話すことができると考えています。

Canada

カナダはICC創設に関わった主要国であり、今までも何度か議長を務めてきた。今後もICCに対する支持は揺るがない。今後もICCがそのマンデートを遂行できるよう独立性を最大限守り、その制度の弱体化を図るあらゆる外的抑圧を全加盟国が協力して退けることを呼びかけていく。また、ICCの「ローマ規程の国際化」の目標を最大限支持する。ICCに対し、法的支援や包括決議の円滑化などでの貢献を今後も行い、全ての締約国と継続的な協力を得られるよう邁進する。ICCは国内で裁けない個人単位犯罪を国際的に裁ける、国際的な調和をシステム化している唯一の機関であり、その国際的意義はいかなる場合にも損なってははいけない。米国による職員への制裁はカナダの職員も被害を受けたが、具体的な対処ができていない現状にある。各国の外交状況を最大限に考慮した対話や評価が必要である。

カナダは、外的抑圧からICCを守る現在の取り組みでは不十分で、根本的に組織を強化することが必要だと考えている。ICCの取り組みに対して非積極的な加盟国や非加盟国を孤立化するのではなく、建設的な関与を通じて加盟国とは一致団結し、非加盟国とは対話を重ねたい。全か国との協力は、カナダの目標である「ローマ規程の国際化」の達成に不可欠だと考える。、ICCを非協力的な国含め、全加盟国を最大限に取り込むことでICCを強化するため、具体的には「非協力」の加盟国に対しその理由を記述した声明の提出を義務化、分担金未払いの加盟国に対しその理由を記述した声明の提出を義務化などを提案する。なお、分担金未払いの声明に関しては、事務局が精査し受理された場合ローマ規程112条8項のペナルティを課さないシステムも合わせて提案する。現在の組織は分担金をやむを得なく払えない場合でも2年連続で未払いの場合はその加盟国はASPでの投票権を失う、ICCに対して非積極的な国を孤立化させるシステムである。カナダは



全加盟国と建設的な対話を重ね、組織の曖昧なシステムを補強し、協力していくことで、ICCの強化を目指す。

Chad

チャドは、国際刑事裁判所 (ICC) がジェノサイドや人道犯罪などの重大犯罪の不処罰を防止する上で重要な役割を担う機関であると認識し、ローマ規程締約国としてICCの基本理念および国際刑事司法を支持する。一方で、ICCの制度改革において、地域の平和と政治的安定の維持を十分に考慮した制度運営が必要不可欠だと考える。

論点1のICCの実効性強化に関し、締約国に対して、捜査および逮捕、引き渡しにより、自国の安全保障や地域の平和構築が著しく脅かされるリスクがある場合、それらの義務不履行を一律に「非協力」と認定し安保理等へ通報することの停止を強く求める。また、国家の安定や和平努力を損なう現職国家元首への訴追は行うべきではない。国際慣習法上の元首免除を尊重するべきである。また、実効性の向上として、制裁よりもインセンティブが有効であるとの認識のもと、国内司法制度が不十分な紛争後国家等への裁判官・検察官の育成や法制度整備への支援をはじめとする司法支援のインセンティブを通じて、ICCと締約国間での協力を促進する。

論点2の独立性及び、信頼性の確保に関して、司法は政治から独立するべきであるという前提のもとで、我が国は、非締約国の大国がICCの判事や職員へ科す不当な制裁・脅迫行為に対し関係国際機関が独立性を支持する政治メッセージを発信し、政治の司法への干渉を厳しく非難するべきであると考えている。財政面においては、加盟国が安定して分担金を納付できるよう、各国の財政情勢や経済規模を踏まえた支払い計画の再協議をし、停滞刻を放置せず、継続的な履行を促進する。また、特定の国家によるた額の任意拠出金が特定の事件や操作に紐づけられ、政治的道具となることを防ぐため、任意拠出金は被害者支援や職員研修など、「裁判所全体の機能強化につながる共通事業」へ一括して優先活用することを強く推奨する。

我が国は、国家主権の尊重と地域の平和を両立できる、ICC改革の実現に向けて、全締約国と建設的な対話を行う所存である。

Chile

Colombia

「不処罰なき世界」というICCの理念実現、また我が国でも正義と平和法で制定されているように国際社会の正義の実現、これらを理想として掲げるICCに対して我が国は積極的な支援体制をとっている。実際我が国は調査への協力はさることながら、犯罪の被害者への経済的支援をTFVを通して実施するなど、犯人逮捕後の被害者のアフターケアを含めてICCとともに連携を構築している。そんな我が国が掲げるICC改革の一つ目の論点であるICCの実効性強化のための政策としては、ICCの補完性原則を遵守したうえで、重大犯罪を見逃すことがないようにすること、また対象国に事件解決の意思がある場合でも国際社会への影響力に応じて、ある一定の基準をのちの会議で専門的に定め、強制的に管轄権が行使できるような仕組みを作る。また、国家元首の免責は認めず、次期国家元首の選出、確立を行ったうえで、国家元首に対しても確実に執行を行えるも



のとする。またこの期間は国の行政機関とICCが議論を交わして決定する。また、これらの政策を行うにはICCの実行力が必要になってくるため、ICC協力の履行国に対して司法制度の確立の支援や経済支援を各国のニーズに合わせて行い、インセンティブの体制をとる。また、各地域機構に対しても協力関係を望み、協力要請や経済支援の代行などを行ってもらうことで、ICCへの協力促進策を進めていく。ICC改革2つ目の論点であるICCに対する各国の改革方法についての政策としては、経済的制裁の抑止や執行力拡大への貢献のため、ICCへ経済的制裁を行った国には罪としてこちらも制裁をとることを掲げる。また、ICCの財政難の改善のためには、ICC本部からの捜査員の派遣は少数に絞り、地域機構にICC特別の捜査班を新たに設置しそこに捜査を依頼する。調査を行うのはICCの正式な職員であるため、得られる情報の格差が生まれることもなく、派遣費用も抑えられるため、事件の調査を今までよりも多く行えることができる。ICCの補完性原則を前提とした上での各国のニーズに合わせたインセンティブによる支援や、ICCへの制裁を許さず罪として起訴する姿勢を基盤にわが国は本会議に臨む。

Cyprus

私たちキプロス共和国はiccを強く支持しています。我が国は1974年以来、他国による不法占領や文化破壊という国際法を無視してきた暴挙にくるしめられてきた当事国です。だからこそ、どれほど強い力を持つ大国であっても、重大な国際犯罪を犯したリーダーは例外なく裁かれなければならないという「不処罰の終焉」の理念を、誰よりも重く受け止めています。今回のicc改革において、私たちは大国による政治的圧力に屈しない、強い司法の独立性を守り抜く姿勢を貫きます。前提として我々はiccを弱体化させるような改革案を断固として反対します。そのためまず私たちは3つ提案します。1つ目に国家元首の免責には断固として反対します。我々はまず主権国家に裁判の優先権があるとする補完性の原則を遵守します。しかし、国家主権は大犯罪を隠蔽するための免罪符ではありません。現職国家元首であっても、戦争犯罪を犯せば絶対に裁かれるべきです2つ目に起訴の準備や判決の起草段階における徹底した秘密保持を提案します。過去にアメリカのトランプ政権がiccの検察官に対して入国拒否や資産凍結などの圧力をかけた歴史があるり、もしまたそのような事があったときに判事が「自分の身や財産が危ない」と怯えていては独立した正しい裁判ができないので判事が誰の脅しにも怯えず、ひいきなしで裁判ができる環境が必要だと考えています。

Djibouti

議長ありがとうございます。大使の皆様こんにちは。ジブチ共和国大使です。

ICCは、ジェノサイド、戦争犯罪などの国際社会に大きな影響をもたらす犯罪を裁くことを目的として設立された国際機関です。ICCは法の支配を促進し、重大な国際犯罪の被害者に正義をもたらす重要な役割を果たしています。

一方で、ICCは捜査や裁判の長期化、人的資源の不足、加盟国の協力への依存、さらには多くのアフリカ諸国との対立などの多くの課題を抱えています。

ジブチ共和国はICCの締約国として、ICCが国際司法の実現を果たす役割を高く評価しています。重大な国際犯罪に対して責任を追及し、不処罰を防ぐことは平和で安全な国際社会を保つために必要不可欠であると考えています。



しかし、ICCがその使命を十分に果たすためには制度の改善が必要です。ジブチ共和国はICCを弱体化させるのではなく、その信頼性、独立性、公平性を高める改革を支持します。また、アフリカ諸国を含む全ての国に対してより公平かつ透明性のある司法が行われることが重要であると考えています。

そこで、ジブチ共和国は以下の改革を提案します。

- ①デジタル技術やAIを活用したより効率的かつ独立性の高い司法制度
- ②ICCがより迅速かつ公平な捜査や裁判を行えるよう加盟国からの専門人材の派遣や技術支援を充実させる。
- ③ICCにおけるアフリカ諸国出身の職員を増員することで、国際社会の多様性をより適切に反映し、公平性と信頼性の向上を図る。
- ④ICCでの活動報告や捜査理由の透明性を高め、地域や政治的背景に左右されない公平な司法を実現する。
- ⑤ICCの活動を監視する第三者機関を設立することで、ICCの透明性を高め、加盟国からの信頼性の向上を図る。

以上のことからICCは、加盟国との協力を強化しつつ、独立性を強化し、効率性・公平性・透明性を向上させる改革を進めるべきだと考えています。

ジブチ共和国は、全ての国が協力しより効率的で信頼される国際刑事司法制度の実現に向けて建設的な議論を行うことを期待します。

Dominican Republic

--

DR Congo

コンゴ民主共和国は、設立当初から締約国としてICCと積極的に協力してきた。また、自国内で発生した戦争犯罪や人道に対する罪の捜査をICCに付託した経験を有しており、ICCの役割を強く支持している。一方で、現在のICCは、逮捕状の執行が加盟国の協力に依存していることによる執行力不足や、一部の国家による政治的圧力といった課題を抱えている。これらの問題は、国際司法の信頼性を損ない、不処罰を助長する要因となり得る。

論点1に対しては、コンゴ民主共和国は、締約国がローマ規程に基づく協力義務を誠実に履行し、ICCの逮捕状を確実に執行することが最も重要であると考えている。また、逮捕が直ちに困難な場合でも、情報共有や証拠収集への協力を強化するとともに、加盟国の協力状況を報告・評価する制度を整備することで、ICCの実効性を段階的に向上させるべきである。

論点2に対しては、ICCが政治的圧力から独立した司法機関として機能しなければならないと考える。裁判官や検察官への制裁や政治的介入は司法の公平性を損なうため、締約国会議(ASP)を通じてICCへの安定した財政的・制度的支援を確保し、その独立性を保護する必要がある。

これらの政策は、法の支配の強化、不処罰の防止、被害者の権利保護に寄与し、国際社会全体の平和と安定につながると考える。コンゴ民主共和国は、ICCを支持する欧州連合(EU)加盟国や日本、カナダ、韓国、ならびにアフリカ諸国と連携し、より実効性と公平性を備えた国際刑事司法制度の実現を目指す。一方で、国家主権への懸念やICCの公平性に対する批判についても認識しており、各国の事情を尊重しながら、情報共有や司法協力など実現可能な協力から段階的に強



化していく姿勢で合意形成を図る。

Ecuador

El Salvador

Côte d'Ivoire

コートジボワールは、国家主権の絶対的尊重と「補完性の原則」の厳格な維持を政策の最優先課題とし、ICCによる直接介入権限の不当な拡大(強制力行使)に反対する。我が国は内戦期に自国司法の機能不全から一時的にICCへ依存した経緯を持つが、バグボ元大統領の10年に及ぶ拘束と無罪判決が国内世辞の混迷と不信を招いた経験から、現在は主権最優先に基づく自国司法での処理へ回帰している。また、コートジボワールは国際社会の課題としてある、アフリカ諸国や途上国ばかりを訴追対象とする二重基準を非常に懸念している。アフリカ連合の一員である我が国は、この地域的偏向を正当な不満として受け止め、すべての加盟国・地域に対して公平かつ客観的に適用される国際司法秩序の確率を求める。

ただし、我が国はICCの存在自体を否定するつもりではない。加盟国が自国内で重大犯罪を自力で適切に捜査・訴追できるよう司法能力向上を直接支援する「積極的補完性」の考え方には強く賛同しており、むしろこの枠組みをより実効的かつ制度的に発展させることこそが、ICCの目標である不処罰防止につながると確信している。なので、我々はその一環として司法能力構築支援ファンドの常設を提案する。ICC内に設立する本ファンドを通じて司法インフラ整備や人材育成を直接支援することで、主権尊重と不処罰の防止を両立させる。また、地域的偏向を排除するために、検察官が全世界の事態を一律かつ客観的基準で評価・選別する「事態評価ガイドライン」の明文化を求める。本ガイドラインの導入により捜査や起訴の透明性を確保し、二重基準を解消できると考える。

我が国と同様に国家主権の尊重を最優先とし、ICCの不当な拡大や恣意的な捜査・起訴に対して懸念を抱く国家は、AU加盟国や途上国をはじめ国際社会に少なくない。共通の立場と課題意識を持つ諸国と深く結束し、すべての途上国が真に納得し得る公正な結末の実現に向け、強固な協力関係を築いていきたい。



Estonia

エストニア共和国は、国際刑事裁判所(ICC)が果たすべき役割を、重大な国際犯罪に対する不処罰の防止および法の支配に基づく国際秩序の維持にあると位置付ける。小国であるエストニアにとって、国際法と多国間主義は自国の安全保障を支える不可欠な基盤であり、ICCの機能強化は国益と直結する重要課題である。

しかしながら現状、ICCは加盟国の協力不足や政治的圧力の影響を受け、その実効性および信頼性に課題を抱えている。特に逮捕令状が履行されない事例や審理の長期化は、被害者の救済を遅らせるだけでなく、国際社会における抑止力を低下させている。また、一部の国による制裁や政治的干渉は、ICCの独立性を損なう深刻な要因となっている。

これに対しエストニアは、制度的かつ実務的な改革の必要性を強く認識する。第一に、締約国の協力義務の履行を確保するため、履行状況を定期的に評価するレビュー制度および不履行に対する段階的対応の枠組みを導入すべきである。第二に、デジタル技術を活用した証拠収集および共有体制を構築し、裁判手続の迅速化と効率化を図るべきである。エストニアは電子政府の先進国として、安全性と透明性を両立したデータ管理の知見を有しており、この分野で具体的貢献が可能である。第三に、ICC関係者に対する政治的圧力に対抗するため、締約国による協調的対応の原則を確立し、外部からの一方的制裁に対して集団的に対処する枠組みを整備する必要がある。

さらに、補完性原則の下で各国の司法能力を強化し、ICCと国内制度が相互補完的に機能する体制を構築することが求められる。

エストニアは、独立性・透明性・実効性を兼ね備えたICCの実現に向け、国際社会と協調して取り組む強い意思を有する。

Fiji

フィジーは、ICCの実効性を強化するためには、国家主権を尊重しつつ、重大な国際犯罪に対する責任追及を確実にに行える制度を構築することが重要であると考えます。

第一に、ICCは各国の司法制度を補完する機関として機能し、国内司法が適切に機能する場合は国家の判断を尊重し、機能しない場合には介入できる体制を維持すべきである。

第二に、現職国家元首についても重大な国際犯罪に対する免責は認めず、法の下での平等を徹底すべきである。

第三に、締約国会議(ASP)の下にICC協力評価・インセンティブ制度を創設し、各国の協力状況を評価した上で能力構築や技術・財政支援を提供することを提案する。

第四に、ICC事務局内に小規模国・開発途上国向け技術支援プログラムを設置するとともに、地域ごとにICC連絡拠点を設け、地域機構と連携しながら法整備支援や司法人材育成、情報共有を進め、各国が継続的にICCへ協力できる体制を構築すべきである。

さらに、ICCが「不処罰なき世界」という理念を実現するためには、その独立性・正当性・持続可能性を確保する制度改革が必要であると考えます。

第一に、ICC事務局の下にICC職員保護メカニズムを設置することを提案する。本機関は、判事・検察官・職員への制裁、脅迫、妨害行為を監視し、被害を受けた関係者への法的支援、安全確保を実施する。また、重大な報復措置が発生した際には、締約国会議(ASP)が緊急会合を開催し、共同声明の発表や必要な支援を行う枠組みを提案する。

第二に、判事・検察官の選出では、各国に専門家による事前審査結果を十分に考慮し、候補者の専門性・独立性・倫理性に基づいて選考するよう促すことで、政治的影響を最小化するべきである。

第三に、ICCの財政的独立性を守るため、加盟国による分担金の期限内拠出を促進し、財政困難



国には支援制度を設ける一方、意図的な未払いには透明な説明責任を求めるべきである。また、特定の捜査への影響を目的とした条件付き資金提供を禁止することを提案する。フィジーは、これらの改革を通じ、国家の規模に関係なく公平な国際刑事司法が機能する体制の実現を求める。

France

フランスは、ICCが国際刑事司法の中核として重大な国際犯罪の処罰と法の支配の実現に不可欠な機関であると考え、その独立性と実効性の強化を一貫して支持する。フランスはローマ規程締約国としてICCへ継続的に財政支援を行うとともに、被害者信託基金へも財政支援などを通じて、国際社会の平和と正義に貢献してきた。しかし、ICCは加盟国による協力不足や政治的影響、安保理での拒否権行使などにより、十分な実効性を発揮できない場合がある。そこでフランスは、締約国間の対話を重視し、協力義務を十分に履行できない国に対しては、その背景にある政治的・法的課題を共有し、解決を支援する枠組みを提案する。また、重大な国際犯罪への迅速な対応を可能とするため、フランス・メキシコが提唱する、安保理常任理事国による拒否権の自主的自制イニシアティブへの支持を各国に呼びかける。さらに、国連人権理事会や国連人権高等弁務官事務所など、安保理以外の国連機関との連携を強化し、証拠収集や情報共有を促進すべきである。加えて、ICCの信頼性向上には制度改革も不可欠だと認識している。フランスは、発展途上国を含む多様な地域の判事・検察官・捜査官の育成を推進し、専門性と代表性を高めることを提案する。また、捜査や起訴、裁判に至るまでの手続について、今よりも透明性を向上させることで、ICCに対する国際社会の信頼をより一層高めるべきである。フランスは、法の支配と国際協調の理念の下、ICCが政治的圧力に左右されない、公平で実効性のある国際司法機関として発展することを目指し、今後も積極的に協力していく。

Germany

親愛なる各国大使、皆様は今年のワールドカップは御覧になったでしょうか？すべてのプレーがフェアに行われていたでしょうか？今年はベスト32で敗退してしまったドイツだが、我々はサッカーにおいても、国際社会においても公平なルールとジャッジが不可欠だと考えている。ルールが尊重されないゲームは断じて認められない。特定の選手が各国から気に入られているという理由でファールが許されたらどうなるだろうか？誰も大会やジャッジを信頼しなくなり、最後にはサッカーという競技自体が廃れてしまうだろう。これは国際社会にも言える。どれほど強力な国家であっても犯罪を起こせばイエローカードが出される。ここで、審判(ICC)のホイッスル(司法判断)が外部の政治的圧力から侵害されることはあってはならない。我が国ドイツがこれまで証明してきたのは、個人のスタンドプレーではなく、チーム全員が共通のルールのもとで結束した時の強さだ。ICCという国際正義のピッチにおいても、特定の国が勝手にルールを変える「反則」を許さず、全締約国が「一つのチーム」として財政と独立性を支え抜く体制を強く強調する。そこで、我々は具体的に2つの政策を提案する。1つ目は、満期が終了した後の国家元首への厳格な責任追及だ。これは我々が作るルールが例



外なくすべての人を支配するべきであるという理念と、各国の政治的安定のバランスをとった政策だ。

2つ目は、透明性の向上だ。ここで言う透明性とは、判事の選出プロセスや財政管理における透明性を指す。判事がどのように選ばれるか公開されることによって、各国が信頼して裁判を委託できるようになり、搬出金の使い道が公開されることによって、各国がより多くの拠出金を払うインセンティブにもなるはずだ。

これらの政策により、ICCの実行力を改善していきたい。

最後に、我々の元連邦大統領の言葉を引用する。「法から目を背ける者は、正義を損なう。正義なき平和は、真の平和ではない。」

我々ドイツ大使は半世紀にわたって国内で尊重されてきたこの理念を世界に伝え、会議当日は公平な議論を構築することをここに誓う。

Ghana

Grenada

グレナダは小島嶼国(SIDS)であり、強大な軍事力や政治力を持たないため、国際刑事裁判所(ICC)が政治的圧力に屈せず「法の前での平等」を守ることは、国際秩序と自国の安全保障にとって不可欠であると考えている。そのためグレナダは以下の政策を提案する。

まず論点1に関して、グレナダはCARICOM内で地域的な相互支援および逮捕プロトコルを策定し、ICC協力のための専任のCARICOM窓口を設立したい考えである。また、国家集会において、すべての締約国の遵守状況を公にかつ建設的に追跡し、資源の制約に直面している小規模および発展途上国へのターゲットを絞った能力構築支援を併せて行いたい。そして、経済に対する財政的負担を軽減しながら、裁判所の運営の独立性を高める安定した公平な資金調達の枠組みを求める。経済面に関してはICCが特に複数の管轄権や法的インフラへのアクセスが限られているケースにおいてコストを削減するための簡素化されたリモート手続きメカニズムを設立したい。

次に論点2に関しては、①小規模締約国向け「能力構築・法的支援枠組み」の創設と②地域共同体(CARICOM等)との相補的連携・情報共有ネットワークの構築をしていきたい。具体的には、①では締約国会議(ASP)主導で、小規模国や途上国に対する国内法制化支援や専門人材の育成、技術的助言を行う専門基金・制度を拡充していきたいと考えている。また、②では一国単独での対応が難しい証拠収集や指定手配者の情報共有、法執行手続きについて、地域機関(カリブ共同体等)とICCが協定を結び、共同で支援する枠組みを作りたいと考えている。

Honduras

本日、この歴史ある締約国会議の場において、各国の大使ならびに代表団の皆様とともに、国際刑事裁判所(ICC)の未来と課題について議論できますことを、ホンジュラス共和国として大変光栄に存じます。



我が国は2002年のローマ規定批准以来、国際法の尊重と人権の擁護という共通の理念のもと、皆様とともに「不処罰なき世界」の実現に向け歩みを進めてまいりました。各国の熱心な貢献によって国際刑事司法が果たしてきた歴史的役割を高く評価すると同時に、本国は、ICCが現在直面している逮捕状執行の難しさや、裁判官・検察官に対する外部からの予期せぬ圧力といった課題に対し、全締約国が心を一つにして誠実に向き合うべき時が来ていると感じております。

こうした観点から、ホンジュラス共和国は他国の大使の皆様との対話を重視しつつ、以下の2点について共に知恵を絞ることをご提案いたします。

第一に、実効性の強化においては、各国の主権や個別の事情を互いに尊重し合う姿勢が不可欠です。強制的な手段のみに頼るのではなく、米州機構をはじめとする地域機構との対話を促進し、技術支援や能力構築を通じて加盟国が協力しやすい環境を整える「協調的アプローチ」の重要性を強調したいと思います。地域社会と寄り添った支援策こそが、持続可能で着実な協力関係を築く鍵になると信じています。

第二に、裁判所の独立性と信頼性を守るため、全締約国が連帯して司法の客観性を支える枠組みを整えることです。いかなる国家からの不当な圧力に対しても、私たちが共に寄り添い保護の姿勢を示すことで、判事や検察官が中立かつ公正に職務を全うできる環境が保たれます。また、透明性のある公平な予算基盤の維持に向け、皆様と協力して建設的な議論を進めてまいりたいと考えております。

皆様との温かい対話と歩み寄りを通じ、真に公正で信頼される国際刑事司法の発展に貢献できますことを心より願っております。ご清聴ありがとうございます。

Hungary

Italy

イタリア共和国は、1998年に国際刑事裁判所(ICC)の根拠法である「ローマ規程」を採択した地として、国際刑事司法の発展に深い自負と責任を有している。我が国は「不処罰なき世界」の実現に向け、一貫して司法の独立と普遍性を支持してきた。しかし、昨今の国際情勢において、ICCは「執行力の欠如」と「外部からの政治的圧力」という二つの重大な危機に直面している。

特に実効性の面では、逮捕状が発出されながらも、国家主権や安全保障上の理由で執行が見送られる事例が散見される。我が国自身も、リビア人容疑者の送還をめぐる、国内司法と国際義務の板挟みとなる厳しい試練を経験した。この経験から得られた教訓は、協力義務を果たすための「手続きの透明化」と「国内法との整合性」が不可欠であるという点だ。

イタリアは本会議において、逮捕状執行における通信・事務手続きの不備を排除するための「実務的デジタル改革」を提案する。また、判事や検察官への不当な制裁には断固として反対し、規程第48条に基づく職員の特権・免除を実効化するためのガバナンス強化を訴える。

我が国は、理想としての正義と、主権国家が直面する実務的課題の架け橋となり、ICCがより強靱で実効的な機関へと進化するための議論を主導する決意である。



Japan

我が国、日本国は、国際社会における「法の支配」の維持と「重大犯罪の不処罰の撲滅」を一貫して支持してきた。最大の分担金拠出国の一つであり、赤根智子現所長を輩出する締約国として、我が国はICCが直面する多面的な構造的危機を深く憂慮している。近年の危機の本質は、大国による職員への不当な個人制裁という「独立性の脅威」と、安保理の機能不全や資源の偏りに起因する「地域的な偏在（選択的正義）」という、国家主権と超国家司法の構造的対立にある。我が国は、イデオロギーの対立を排し、主権尊重と国際正義を両立させる「客観的・実務的なガバナンス改革」を提案する。

第一に、捜査・訴追の実効性強化と地域的偏在の是正に向け、二つの現実的アプローチを提示する。安保理の拒否権による麻痺を補うため、国連総会が設置した独立調査メカニズムによる客観的証拠を、検察官の独自権限（第15条）に基づく捜査に公式接続する運用ルールを策定する。同時に、地政学的注目度や寄付額に左右されず、被害規模等のデータに基づき予算や人員を公平に分配する「客観的資源配分マトリクス」を導入する。これにより、グローバル・サウス諸国が懸念する「二重基準」を完全に排除し、全地域の被害者への公平性を担保する。

第二に、司法の独立性と信頼性の確保に向け、組織防衛と財政の適正化を求める。国家による職員への個人制裁をローマ規程第70条の「司法妨害罪」に該当すると公式に定義し、大国からの不当な圧力を法的に抑止する。また、調達の多様化により特定の民間IT・金融インフラのボイコットリスクを排除する。さらに、ローマ規程の根幹である「補完性の原則」に基づき、途上国の国内法整備や裁判官育成をパッケージで支援する基金を創設する。介入ではなく、各国が自ら裁く司法主権の強化こそが、最も持続可能な正義の形である。

国際刑事司法の信頼性は、政治的対立ではなく、手続きの客観性によってのみ担保される。我が国は、先進国の「財政的保護の需要」と、途上国の「主権尊重と格差是正のニーズ」の双方を満たす結節点として、本実務的改革案への全会一致（コンセンサス）の賛同を呼びかける。

Jordan

ヨルダンには、重大な犯罪を犯した人を国際的に裁くために、ICC（国際刑事裁判所）は重要な役割を果たしていると考えられる。ヨルダンはローマ規程の締約国であり、ICCの活動や国際刑事司法を支持している。しかし、ICCには各国の協力が必要であり、容疑者の逮捕や証拠の収集が難しい場合がある。また、ICCに協力することで、国同士の外交関係が悪化する可能性もある。ヨルダンにとっては、ICCへの協力だけでなく、他国との良好な外交関係を保つことも重要である。そこでヨルダンは、すべての国にICCへの全面的な協力を求めるのではなく、部分的に協力できる制度を設けることを提案する。例えば、外交関係への影響が大きい容疑者の強制的な逮捕や引き渡しについては各国が慎重に判断し、証拠の提供や情報共有など、可能な範囲では協力する。このようにすることで、外交関係を保ちながら、ICCの活動にも協力できると考える。また、ICCの信頼性を高めるため、裁判官や検察官への政治的な圧力を防ぎ、国籍や人種に関係なく公平に裁判を行える仕組みを整える必要がある。ヨルダンは、各国の事情にも配慮しながら、より多くの国がICCに協力できる国際社会を目指す。

Kenya

ケニア共和国は、ICCがジェノサイド、人道に対する罪及び戦争犯罪等の重大な国際犯罪に対する不処罰を防止し、国際刑事司法を実現する上で重要な役割を担っていることを認識している。一



方で、これまでの運用において特定地域への訴追の偏りや、国家主権との関係を巡る課題が指摘されてきたことも事実であり、ICCへの信頼を維持するためには制度改革が不可欠である。ケニアは、ICCを弱体化させるのではなく、より公平で実効性の高い機関へ発展させることを重視する。そのためには、ローマ規程の補完性原則をより厳格かつ透明に運用し、国内司法が適切に機能する場合にはその役割を最大限尊重するとともに、国内司法が十分に機能しない場合にのみICCが補完的役割を果たすという原則を徹底すべきである。

また、各国の司法制度や司法関係者の育成、証拠収集能力の向上などへの支援を強化し、各国が自ら重大国際犯罪を裁く能力を高めることが、長期的なICCの実効性向上につながると考える。これらの支援は、「法の支配」や司法の独立性等を踏まえた客観的指標に基づき重点的に実施することが望ましい。

さらに、ICCの運営については、IERのような独立した第三者機関による定期的な制度評価を実施し、継続的な改善を図るべきである。加えて、加盟国及び地域機構との協力体制を強化し、逃亡被疑者の逮捕協力や情報共有を促進することで、ICCの執行力向上を目指す。

ケニアは、国際刑事司法における公平性、国家主権への配慮及び実効性を調和させた制度改革を通じ、ICCが国際社会からより一層信頼される機関となることを期待する。

Kiribati

 キリバス (Kiribati) 

「法の支配 (Rule of Law)」の絶対的支持

～多様な国々がともに歩める国際秩序の形成を目指して～

■ 1. 効率的な議論のための「2段階グルーピング」

全65カ国の意見を取り入れるため、一度経済別に分かれその中で地域機構別に分ける、以下のようなグループで話し合うことを提案します！

- ① 先進国グループ (Developed)
 - └ 欧州 (EU)
 - └ 北米・オセアニア (JUSCANZ)
- ② 新興国グループ (Emerging)
 - └ 中南米 (GRULAC)
 - └ 中東・ユーラシア
- ③ 途上国グループ (Developing / LDCs)
 - └ アフリカ (AU)
 - └ アジア
- ④ 小島嶼国グループ (SIDS)
 - └ 太平洋・カリブ海・インド洋

■ 2. キリバスが目指す4つの柱

気候変動による海面上昇で国家存続の危機に直面している上、独自の軍事力をもたない我が国にとっては「法の支配」が最大の安全保障である。公平な国際秩序を実現するために、キリバスが目指す4つの柱に基づいて政策を提案する。



第一の柱:エコサイドをICCの管轄権に追加

エコサイドとは大規模環境破壊のことを指している。島嶼国の存亡に関わり、多くの人の住居や生命を奪う環境破壊を新たに国際犯罪として位置づける。

第二の柱:小国への司法支援

司法制度が整わず、ICCへの加盟や協力を躊躇している小国に対して非難ではなく司法の知識・技術の支援を行うことを制度化する。能力不足の小国を支援することがICCの実効性を高めることにつながる。

第三の柱:ローマ規程第27条に基づく法の支配の徹底

国家元首など権力者であっても不処罰を認めない。また、ICCに対して非協力的な国に対しては国連等の場で非難をするという制裁を行うことで協力を促していく。

第四の柱:地域機構との連携による「地域的格差」の解消

PIFなどと連携し、特定の地域に偏らない公平で普遍的な国際法による法の秩序を実現する。

■ 3. 話したい国

- ・EU等の加盟国、日本、オーストラリア
- ・小島嶼開発途上国の国々
- ・AU、ASEAN、中南米などの地域機構

すべての加盟国が恩恵を享受できる実効的で独立したICCをめざし、我が国も全力で貢献いたします！締約国の皆様と協力し、実りある議論ができることを楽しみにしています。

Malawi

マラウィはICCに対して肯定的な意見を持つ。アフリカ連合(AU)内で脱退論が出た際にもICCへの支持を表明してきた国のひとつでもある。しかし現在マラウィは2009年に逮捕状が出たバシル氏が国内を訪れた際に逮捕義務を怠ったとして義務を遂行しなかった国として認定されてしまっている。このことは決して経済が少々回らなくなるがために国益のみを重視した結果などではない。マラウィは多額の対外援助を提供されており、逮捕状を容認することによってこの提供が途絶えてしまうことにより、国が傾き、また周辺国との交友関係が断絶してしまいいつ攻撃を受けてもおかしくない状態になる。しかし、そのようなリスクがあるにもかかわらず、その脅威から守る仕組みや国は当時存在しない。それほどの大規模な影響が出るにも関わらず何も考えずに安易に逮捕状を出すことができなかった点について国際的な理解を求める。また、それに伴う、以前に国の治安、安全保障、経済安全等の理由から協力義務を遂行しなかった国の名誉回復も求める。また、今後そのようなことをなくすため、EUが近年整備した反強圧ツールなどで国際法やICCの義務を果たし第三国から経済的脅迫・制裁を受けた加盟国に対し、ブロック全体で貿易・金融面での対抗策を発動し経済支援を行って特定国の単独被災を防ぐ政策が取られ始めているが、これを加盟国全体ですべきだと考える。

また国際的に強化されている、国内で拘束した直後、自国の警察・軍の施設に長く留め置かず、直ちにハーグの抑留施設へ身柄を空路移送できるよう、近隣国との領空通過協定や移送手続きを事前に結んでおく運用をさらに強化されていくべきだ。

また、協力義務に違反したと認定する決定をする前に協力義務を果たさなかった国の経済や安全保障の理由を裁判部が考慮しそれを踏まえたうえで協力義務に違反したと認定する決定を締約国会議や国連安全保障理事会へ報告・公表することを求める。我が国はかつてバシル氏がマ



ラウイを訪れた際逮捕すれば安全保障が脅かされかねなかった。そのことの自国を保護するための対応であると認識していただきたい。

Maldives

モルディブは、最も凶悪な犯罪の加害者に対する不処罰を根絶するための取り組みにおいて、国際刑事裁判所 (ICC) を重要な柱と位置付けている。2011年にローマ規程に加盟して以来、重大犯罪の被害者に正義をもたらし、その苦しみを軽減するICCの活動を一貫して支持してきた。モルディブ政府は、国内外において人権、法の支配、平和及び安全の尊重を促進することに引き続き尽力している。したがって、モルディブは、国境を越えた国際的な法の支配を維持する上でICCが果たす役割の重要性を、今後も国際社会に強く訴えていく。

しかしながら、現状ではICCの執行能力に限界があることも否めない。政治的圧力や、一部の非加盟国のみならず加盟国による協力拒否という現状の問題は、早急に改善されなければならない。そこでモルディブは、国際社会に対し、ICCの捜査・訴追活動に積極的に協力する国家に対して一定のインセンティブを付与する仕組みの検討を提案する。

また、モルディブは、ジェノサイドをはじめとする重大犯罪の発生に対して、国家及び国際社会の双方が責任を負うと考える一方で、まず第一義的な責任は国家にあると考える。さらに、現職の国家元首であっても法の下では一個人として扱われるべきであり、重大犯罪に関しては免責を認めるべきではないとの立場をとる。

加えて、モルディブは、ICCの判事及び検察官が政治的圧力や報復から独立して職務を遂行できるよう、彼らを保護するための国際的な枠組みの構築を加盟国に呼びかける。

Mali

1998年、ローマ会議の当日に規程へ署名した国。2000年、アフリカで最初期に批准した国。2012年、北部占領下の犯罪について自国の事態を自ら裁判所に付託した国。2018年、容疑者を自らハーグへ引き渡し、書記局長から公式に謝意を受けた国。それがマリ共和国である。そのマリは2026年6月24日、国連事務総長に対しローマ規程からの脱退を通告した。ICCの最良の協力国であった国が去るという事実こそ、本会議が直視すべき危機の大きさを何よりも雄弁に示している。

マリは国際刑事司法の理念を放棄したのではない。脱退通告の冒頭において、我々は「あらゆる形態の不処罰との闘い」への決意を改めて表明した。我々が拒否したのは理念ではなく、その運用である。強大な国の犯罪には沈黙し、そうでない国のみを執拗に追及する選択的正義。政治目的による裁判所の利用。これらが公正な国際刑事司法の実現を恒常的に妨げてきたと、我々は遺憾をもって認識するに至った。

それでもマリは、締約国としての最後の一年を告発ではなく建設のために用いる。第一に、実効性は権限の拡大ではなく平等な適用によってのみ強化されるという原則の確認である。第二に、補完性原則の実質化である。国内司法および地域司法機構への財政・技術支援を担う補完性基金を創設し、ICCを名実ともに最終手段の裁判所へ戻すことを提案する。我々が設立を進めるサヘル刑事人権裁判所は、その補完パートナーとなりうる。第三に、事態および訴追対象の選定基準の透明化と、自らは規程に加わらない安全保障理事会常任理事国が他国の事態を付託しうる第13条(b)の構造的矛盾の是正である。第四に、判事および検察官を一方的制裁と政治的圧力から守る、締約国共同の司法保護枠組みの構築である。自らの独立を守れない裁判所に、独立した



正義を下すことはできない。

125の締約国に問いたい。3か国の同時脱退を遺憾の一言で済ませるのか。それとも制度の欠陥を直視する契機とするのか。マリの脱退は2027年6月24日に発効する。その日までには本会議が示す答えを、我々は、そしてサヘルの被害者たちは、静かに注視している。

Marshall Islands

マーシャル諸島共和国は太平洋に位置する小島嶼国であり、2000年にローマ規程を批准したICC締約国として国際正義の実現を支持している。しかし、国内には国際犯罪を処罰する法律や捜査・逮捕を執行する法制度が十分に整備されていない。さらに、安全保障上の深い関係にある米国との間で二国間免除協定(BIA)を締結しているという現実的な外交上のジレンマも抱えており、法的な理想と国家の生存を維持するための実務的制約の間で難しいバランスを求められている。論点1についてマーシャル諸島は、不処罰の終結という大義には原則として賛同するものの、各国に一律の厳しい義務や罰則を強いるアプローチには反対する。なぜなら、小島嶼国をはじめとする多くの国々は、法整備や専門人材、財政的リソースの面で構造的な限界を抱えているからである。したがって、実効性の強化には「罰則」ではなく「支援」が不可欠である。具体的には、締約国会議の下に「ICC協力調整メカニズム」を設置し、法制度やリソースが不十分な国に対する技術支援やキャパシティ・ビルディングを推進することを提案する。また、デジタル証拠の安全な共有に関する共通ガイドラインの策定など、現実的かつ実務的な枠組みを通じて各国の協力を下支えすべきである。持続するための実務的制約の間で難しいバランスを求められている。

論点2について各国が求めるべき改革の方向性として、マーシャル諸島は、各国の多様な外交的背景や現実的な制約に配慮した「包摂的なアプローチ」の導入を挙げる。大国との安全保障上の協定やリソース不足といった国内事情を無視した、一律の強制や義務化は、かえって小国を国際司法の枠組みから遠ざける結果を招く。そのため、ICCおよび締約国は、特定の政治的対立を激化させるのではなく、すべての国がそれぞれの立場や能力の範囲内で建設的に関与できる柔軟な環境を整備すべきである。マーシャル諸島は、理念と現実の架け橋となり、すべてのパートナー国と共に持続可能で実効的な国際刑事司法の構築に向けて貢献していく決意である。

Mexico

Mongolia

モンゴルは2000年にローマ規程へ署名、2002年に批准したアジア太平洋地域で最も早いICC加盟国の一つであり、法の支配と重大な国際犯罪の不処罰防止を重視する立場をとっている。また、ICCの理念に基づいて国内法を整備し、地域的代表性の向上にも積極的に貢献してきた。2024年にはモンゴル出身者が初めてICC判事に選出されるなど、ICCとの関係は良好である。一方で、大国に囲まれた内陸国であり、特に他国へのエネルギー依存が高いという地政学的制約を



抱えている。そのため、2024年には、近隣国との関係やエネルギー安全保障を考慮せざるを得ない地政学的事情から、ICC加盟国としての義務の履行が困難となり、国際法上の責務と国家の安全保障との間で大きなジレンマに直面した。この経験から我が国は、ICCの理念を支持するだけでなく、加盟国が義務を履行しやすい制度づくりが不可欠であると考えます。

我が国は、ICCの実効性を高めるためには、加盟国に義務を求めるだけでなく、加盟国がその義務を履行しやすい制度を整備することが重要であると考えます。そのため、締約国会議(ASP)の下に、逮捕状の執行や証拠収集、犯罪人引渡しなどに取り組む加盟国を法的・技術的・財政的に支援する「ICC協力支援メカニズム」の創設を提案する。また、ICCの独立性を確保するため、判事や検察官に対する政治的圧力を監視する独立したJudicial Independence Review Panel(司法独立レビュー委員会)を設置し、透明性と説明責任を強化すべきである。さらに、加盟国の経済規模や負担能力に応じた「段階的分担金制度」を導入し、中・低所得国の負担を軽減する。また、法律専門家の派遣や捜査技術の提供、研修の実施など、人材・技術による貢献も評価する仕組みを導入するとともに、通常予算とは別に「ICC持続可能財政基金(Sustainable ICC Fund)」を創設し、大規模事件や緊急の捜査・被害者支援に迅速に対応できる持続可能な財政基盤を構築することを提案する。

Montenegro



Netherlands

ICCのホスト国としてICCと協力関係を築いているオランダは、ICCの執行力を全面的に強化すべきだと考える。ICCの執行力が強化されることで、ICCに敵対する国や勢力がICCをスパイ活動やテロの攻撃対象にしたり、政治的圧力などを加えることを抑制できる。これにより、ICC敵対勢力との関係悪化により、対外関係が複雑化してしまうことや、自国民や世界中のICC関係者が攻撃の影響を受ける恐れがあることといった、多くの国が抱えていた今までの課題やリスクが大幅に改善される。さらに、ICCの影響力が強くなることにより、ICC支援・支持国にとって、ICCが大きな支えとなり、国際会議等での発言影響力が今まで以上に高まることも期待できる。ICCに対する政治的圧力が抑えられることで、現状見られる捜査の地域的偏りを抑えられ、どの国も同等の発言権を持てることが望める。これは、アフリカの国々含めた多くの国・加盟国にとって、公正な話し合いができ、現状の対立関係の回復に期待できる。これらの改善により、ICC非加盟国がICCに加盟するきっかけにつながる見込みもあり、ICCの執行力強化は、多くの国にたくさんの良い効果が生じると考える。ICCの執行力強化を実現するために、オランダは具体的な方法を考えている。その一例として、締約国の防衛・サイバー機関とICC事務局が協調する共同防衛体制を制度化するとともに、検察官や証人の安全を保証する外交的・法的保護枠組みを創設する「ICC情報セキュリティ・人身保護連携機構」の設置や、一律の制裁を課すのではなく、非公開の二国間対話や信頼醸成措置(CBM)を前提とし、是正が見られない悪質な事例に限定して締約国会議(ASP)での公式協議や外交措置へと移す段階的な手続きを制度化する「段階的協議・対応メカニズム」の導入などを考えている。この他にも、論点1、2ともに多くの具体的な政策を考えているので、たくさんの国と意見交換し、コンセンサスを目指して、2日間を有意義な会議にしたい。



New Zealand

--

Nigeria

ナイジェリアは、重大な国際犯罪の防止及び被害者保護においてICCが重要な役割を果たしていることを認識している。一方で、ICCの実効性は加盟国からの信頼と協力があって初めて成り立つものであり、その運用は各国の主権及び補完性原則を十分に尊重する必要がある。

ナイジェリアは、国内司法制度を優先し、ICCは国内で適切な裁判が行えない場合に限り補完的に機能すべきであると考えます。また、ICCの事件がアフリカ地域に集中してきたことは加盟国の信頼を損なう一因となっており、事件選定の透明性向上や地域的公平性の確保が不可欠である。

本会議では、国内司法能力向上への支援、加盟国との協議制度の強化、事件選定基準の透明化及び定期的な制度見直しを提案する。ナイジェリアは、ICCの独立性を維持しながらも加盟国の主権を尊重し、地域の安定と国際刑事司法の両立を目指す制度改革を支持する。

Panama

--

Peru

--

Portugal

国際刑事裁判所(ICC)は、ジェノサイド、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪という最重大犯罪を裁く国際司法の中核機関である。しかし現在、逮捕状未執行、加盟国の協力不足、捜査・裁判の長期化、財政的制約、政治的圧力など、ICCの実効性と独立性を揺るがす課題が深刻化している。国際社会が重大犯罪の不処罰を防ぎ、法の支配を維持するためには、制度改革と加盟国間の協力強化を両立して進める必要がある。

ポルトガルは、国際法の尊重、多国間主義、人権保護を外交の柱としており、ICCの独立性・公平性・普遍性を強く支持する。補完性原則を維持しつつ、各国の司法制度を補完するICCの役割は国際平和と安全保障に不可欠であり、ポルトガルはその機能強化に向けた改革を積極的に後押しする立場である。

ICCの実効性強化に向け、ポルトガルは「加盟国協力強化メカニズム」の創設を提案する。締約国会議(ASP)は加盟国の協力状況を定期的に評価し、協力国には司法能力支援や技術支援を提供する一方、非協力国には対話を重視しつつ、必要に応じて外交的措置を段階的に検討する制度である。また、EUやAUなど地域機構との定期協議を制度化し、地域の事情に応じた協力促進



を図ることで、逮捕協力や証拠提供の実効性を高めることを目指す。
ICCの独立性と財政的持続可能性を確保するため、ポルトガルは判事・検察官への政治的圧力に対抗する国際的枠組みを整備するとともに、職員保護制度の強化、財政運営の透明性向上、安定した財政基盤の確保を重視する。分担金制度の見直しや財政基金の創設により、ICCが自発的寄付に過度に依存せず、持続可能な運営体制を構築することが必要である。
ポルトガルは、ICCの実効性と独立性の強化に向け、加盟国間の建設的な対話と合意形成に積極的に貢献していく。EU加盟国、北欧諸国、カナダ、日本などICCを支持する国々との連携を深めるとともに、アフリカや中南米の加盟国とも協力し、能力構築支援を通じてより広範な国際的協力体制の形成を目指す。ポルトガルは、対立ではなく協力を基盤とした制度改革を推進し、ICCが国際社会の平和と正義を支える強固な機関として機能し続けるよう尽力する。

Republic of Korea

Samoa

サモア独立国は、軍事力を保持しない小島嶼国として、「法の支配」と国際法の遵守こそが自国の主権および国家安全保障の根幹であると認識している。2002年のローマ規程早期批准および2007年の国内法制定以来、我が国はICCの理念と「不処罰なき世界」の実現を全面的に支持してきた。しかし、我が国を含む小島嶼国・途上国は、地理的隔離、リソースの限界、手続きの遅滞、伝統的慣習との調和という実務的困難に直面している。単なる非協力国への不当な制裁措置は締約国の協力意欲を削ぎ、制度の普遍性を損ないかねない。さらに、非加盟国等によるICC職員（判事・検察官）への不当な圧力や、特定事案への資金集中（財政の武器化）は、国際司法の中立性と公平性を揺るがす重大な脅威である。こうした課題の克服に向け、我が国は「威圧から対話と支援へ」の方針転換を訴え、以下の施策を提案する。

第一に、太平洋諸島フォーラム（PIF）等と連携した「地域支援ハブ」の設置と「司法能力強化基金」の創設である。「積極的補完性」に基づき、各国の国内司法能力向上と実務負担の分散を図る。また、条約義務や慣習との摩擦を回避するためローマ規程第97条に基づく常設協議体制を強化する。

第二に、司法の独立保護と財政改革である。第48条・第70条の厳格運用と制裁対象職員への支援基金設置により外部圧力を排除する。また、自発的拠出金の共通基金化を進め、客観的・公正な予算運用を担保する。サモアは「万人の友、誰の敵でもない」という外交方針のもと、小国の主権と正義の実効性を両立させる合意形成に向け、全締約国と誠実に協働する所存である。

South Africa

我々南アフリカ共和国は、ICCをより国際社会において信頼される公正な裁判所とするため、以下の立場を表明する。

第一に、我が国はICCを、全ての戦争犯罪を裁き、国際平和のため尽力する、人類にとって非常に重要な機関と捉え、これを支持し、可能な限りの協力を約束する。ローマ規程締約国として、ICCの機能をより拡大するための議論に積極的に参加することを約束する。



第二に、我が国は各国の国家主権を尊重し、非協力に対する罰則を憂慮する。資源等で他国に依存している場合、依存先の国家の関係者を逮捕すれば、国民生活に深刻な影響が及ぶ可能性もある。そのため我が国は、非協力的な国に対するエネルギーや資源、経済的な援助を提案する。

第三に、我が国は大国によるICC及びICC職員に対する制裁や干渉を遺憾に思い、直ちに権利を保護する策を講じるべきであると考え。大国による制裁を裁くことは現段階では非常に困難であるため、制裁対象者への損失の補償のための基金の設立を提案する。ローマ規程締約国が一丸となってこの基金に資金を提供し、対象者を保護することを奨励する。

最後に、我が国はアパルトヘイトを克服した民主主義国家として、ICCと共に国際平和を希求することを改めて宣言する。

Spain

わが国スペインはICCと基本理念が一致する強い支持国として、重大犯罪は国際社会全体で責任を負うべきだと考えている。その上でスペインはICCに対して主に「独立性・公平性・証拠の標準化・財政の安定化・加盟国協力の強化」が必要だと考えている。これらのことは重大犯罪を裁く場としてのICCに必要な信頼性、独立性を確保するために必要なものである。

始めに論点1の実効性の強化に関して、協力強化、政治的独立、デジタル技術・制度改革をしたい。前にも述べたようにわが国は国家主権よりも国際刑事責任を重視しておりそれに伴い重大な国際犯罪は個人責任であり地位によって逃れるべきではないという考えであるため現職国家元首の免責は認められないと考える。その上で各国の協力度合いに応じた制裁、インセンティブを与えるというガイドラインを作成し、協力を見える化するメカニズムを作る。また地域機構とICCの間に常設連絡窓口を設けて連携を強化したい。また政治的圧力がかった場合の対応の仕組みを作ることで共同防衛を行うことで政治的独立を図る。さらにはICCのデジタル化も図りたい。

論点2に関して判事、検察官の独立性の保護のため根本的に圧力がかかる原因である判事、検察官の偏りを解消するため、選出過程の透明化、国籍などのバランス確保を行う。さらに独立性保護のために必要なICCの信頼性を得るため、活動に関する報告書、外部機関による監視・評価、関わった被害者・PKOとの対話を通じてICCの運用に対するフィードバックを得る。財政的自立に関しては、現在のシステム上資金の拠出が任意となっているため分担金の義務化、さらには未払いペナルティをつけることで、拠出の安定化を図る。また現在は一年おきに予算に関する話し合いを設けており政治的影響を受けやすくなっている。そのため長期予算制度加えて事件数による最終的な予算の増減制度を取り入れることで政治的影響を減らし持続可能な資金調達につなげることができる。

このような政策を通じてスペインの外交理念である国際主義にもつながるICC改革をEUを始めとした各国と協力し進めていきたい。

State of Palestine

State of Palestineでは、自国領土内でICCが管轄権を持つ重大犯罪が行われ、逮捕状がICCより出されましたがきちんと履行されず、非締約国よりその逮捕状に伴う調査を妨害されるなど、今回論点となっている問題の多くにおいて、当事者であると考えております。よって、今後国際社会において、重大な犯罪行為が確認された場合は適切に訴追され、ICCが重大犯罪の抑止力としてきちんと機能しうるための改革を、今会議では目指します。

論点1では特に現職国家元首の免責の是非および非協力国への対応に焦点をあてています。



国の最高レベルで特別な公務を遂行することを義務付けられた個人であっても、外国の裁判権からの免除を享受するわけではないという共通認識をつくり、ASPが非協力国に対する標的型経済制裁の実施を、締約国および国連安保理に要請できる制度整備を目標とします。

論点2では、ICC判事・検察官の職務に対する政治的圧力、各締約国の分担金の未払い、財政的な制約が捜査優先順位に与える影響の3点を主な課題と考えています。文字数の関係上、前述2点についてのみ、詳しく説明いたします。

裁判所構成員に対する政治的圧力に対しては、上記行為をICCの国際法上の法人格、裁判官・検察局の独立性を侵害する、裁判の運営に対する犯罪とし、そのような行為が確認された場合、ASPが国連総会および加盟国へ当該国に対する共同の外交的対抗措置の実施を要請出来る制度を提案いたします。

各締約国の分担金未払いに関しては、ローマ規程における、現行の、2年以上の延滞によるASPおよび議長団における投票権の喪失に加え、1年以上延滞した場合にも、ASPにおける発言時間の短縮という制限を設けたいと考えています。ただし、支払の不履行が当該締約国にとってやむを得ない事情によると認められる場合には上記制限は実施されません。

以上が自国の本会議、論点に対する考え方となります。強硬的な立場だと受け止められた大使もいらっしゃるかもしれませんが、私たちは今回コンセンサスを目指しております。会議にて、議論できることを楽しみにしております。

Sweden

我々スウェーデンはICCの改革案として論点1の実効性強化のためには各国の協力体制を強化し逮捕状の執行を確実行えるようにすることが重要であると考えます。論点2のICCへの改革についてはガバナンス強化のために新しくICCの内部チェックのための部署を開設が必要だと考えます。そしてもう一つICCの改革には各国がそれぞれの滞納金について計画性をもって着実に減らし、ICCの資金援助にすべきだと考えます。

Switzerland

スイスは、国際法及び法の支配を国際社会の平和と安全の基盤であると考えており、ICCは重大な国際犯罪を裁く上で重要な役割を担う機関であると認識しています。

スイスは、ICCの実効性を高めるためには、加盟国による逮捕、引渡し、証拠提供などの協力を一層強化し、更に裁判所の独立性及び公平性を維持しながら透明性や手続の効率性を向上させる制度改革が必要であると考えます。また、司法制度が十分に整っていない国への能力構築支援や、加盟国間の情報共有を促進することも重要です。

さらに、スイス是对話と多国間協力を重視するという立場から、ICCを支持する国々だけでなく、多様な立場の加盟国との建設的な議論を通じて、幅広い合意形成を目指します。

Tajikistan

タジキスタンは国家主権の尊重を根幹としつつ、ローマ規程締約国として国際刑事裁判所の役割



と普遍的司法の実現を支持します。一方で加盟国が置かれた安全保障環境や外交関係を考慮すると、逮捕状執行には多大な課題が存在します。加盟国の負担やリスクを軽減し、実効性と透明性を高める現実的な方策が必要です。

我が国は、締約国に代わって逮捕や身柄確保を直接行う「代理執行プログラム」として、国際刑事裁判所の管轄下に非戦闘の「国際特別輸送部隊」の設置を提案します。これにより小国や中堅国が大国からの報復を回避しつつ義務を果たせる環境を整え、安全保障理事会の付託や延期権限を規程内に明確化して透明性を高めます。主権侵害へは滞在国の同意と合同運用、情報秘匿は作戦の安全確保のみとし裁判公開と独立した検証委員会の監査、安全保障理事会の延期権限には理由説明と締約国会議への報告義務付けで丁寧に対応します。

多角的な支援策として、大国からの不当な制裁や威嚇などの圧力を受けた際に事前積み立てから金銭的・安全保障的被害を補填する「地政学的リスク緩和・補償基金」を創設し、加盟国や裁判所職員等を保護します。安全保障面では、ICCが提出する、加盟国が身柄確保時に直面する危険度や情勢悪化のリスクを可視化・公式データ化するための「リスク評価報告書」に基づき、国連平和維持活動や平和構築委員会との優先連携を確立します。外交面では、地域機構との協力体制を公式化し、ハーグへの移送が困難な場合に当事国の尊厳に配慮して安全な別国で手続きを行う中立的な第三国での審理のガイドラインを策定します。

さらに、分担金支払いが条約上の不変の法的義務であることを再確認し、無正当な遅延国への投票権制限や財務ペナルティを厳格化します。あわせて、没収資産を被害者救済へ優先充当したのち、被害国や協力国のインフラや教育開発を助成する「国家復興グラント」や裁判運営費へ還元する枠組みを導入します。

これにより、小国や中堅国は大国からの報復リスクを無力化し、保護を得ながら義務を果たせると確信します。

Tanzania

国内の部族間対立を防ぎ人道を守ってきたタンザニアとしてICC改革に積極的に取り組むと同時に、東アフリカの一国としてアフリカの意見を強く示していきたい。今まで扱われてきた多くの判例がアフリカのもので、他の大国を訴追することは難しいことは理解している。しかしそれが執行出来ていないことは不平等といえる点であるため、その解決に向けて国際刑事責任増大と世界中のICCへの参画を目標にする。例えば、ICCの判事・検察官の独立性を守るため、彼らに制裁を加えてはいけないという条約を作ろうと考える。この問題の主な原因である米がこの条約を締結する可能性は決して高くないが、表現の配慮や多くの国が条約を締結することにより国際的に大国に圧力をかけていきたい。またより多くの事件を訴追できるように検察官の数を増やすべきという方針を持っており、そのためにも資金の調達必須である。現状半数以上の国が分担金を払いきっておらずこのままではどんどん未払い額が増えていってしまうため、現実的に各国が支払える額まで減らすことを視野に入れている。どの国もさらに払わなくなるだけの可能性もあるが、現状維持より少しでも改善のための行動を起こすことが重要だと考えた。そして現職元首の免責について、ある国家の中の法律でその国家元首を裁くことは難しいため、国際法で元首を裁くしかない、すなわち現職元首でも免責は認めないべきとした。その点に付随して国内政治の安定させるために、現職元首が訴追された場合には副大統領、つまりナンバー2が国内政治を担うように取り決めた。ここまでの内容で「国際刑事責任の増大」を達成できると考えている。「世界中のICCへの参画」についてはICCの決定をインセンティブに行うことにより達成しようと考えている。制裁は、決定を履行しない国の不信感を高める原因になり多くの国の参画が見込めない。インセンティブの難しさを乗り越えて、ICCの締約国の結束を目指したい。

最後になるが、私たちが提案した政策でなくても同じ方針のものであれば積極的に取り入れ、政策を統合したいと考えている。ICC改革のために共に最善を尽くしましょう。



Timor-Leste

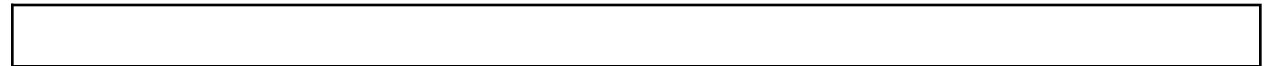
東ティモール民主共和国は、国際刑事裁判所 (ICC) がジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪に対する不処罰を防止し、法の支配と国際正義を実現する上で不可欠な機関であると考えている。我が国は独立までの過程で深刻な人権侵害を経験し、国際社会による支援と国際法の重要性を深く認識していることから、ICCを支持し、その実効性向上に向けた建設的な改革を推進する立場をとる。

第一に、ICCの実効性を高めるためには、加盟国による逮捕、証拠収集及び被疑者の引渡しに関する協力を強化するとともに、司法制度が十分に整備されていない国への能力構築支援を拡充すべきである。補完性の原則の下、各国が自国で重大な国際犯罪を適切に訴追できる体制を整備することは、ICCの負担軽減と国際刑事司法全体の強化につながる。

第二に、ICCに対しては、事件選定や捜査・起訴手続の透明性及び公平性を一層向上させる改革を求める。加盟国との継続的な対話を制度化し、多様な地域の意見を運営へ反映させることで、ICCへの信頼を高め、より多くの国が国際刑事司法に参加しやすい環境を整えることが重要である。

東ティモールは、法の支配、多国間協調及び人権の尊重という共通の価値に基づき、全ての加盟国が協力して、より公平で実効性の高い国際刑事司法制度を構築することを強く期待する。

Trinidad and Tobago



Tunisia

チュニジアは、ICCが戦争犯罪やジェノサイドなどの重大な国際犯罪を裁き、人権を守るために重要な役割を果たしていると考えている。そのため、ICCの実効性と信頼性を高める制度改革を支持する。チュニジア共和国は、戦争犯罪やジェノサイドをはじめとする重大な国際犯罪を裁判し、人権を守るために国際刑事裁判所が極めて重大な役割を果たしていると確信している。2011年にローマ規定を批准した北アフリカ初の締約国として、我が国は不処罰の根絶と国際司法秩序の確立を強く支持してきた。ICCが真にその使命を全うするためには、国際社会からの信頼と実効性をより一層高める制度改革が必要不可欠である。

現在、ICCは逮捕令状が十分に執行されないことや、各国の協力に差があること、財政不足や政治的圧力などの課題を抱えている。チュニジアは、これらの課題を解決するために、各国の協力体制を強化し、司法制度が十分でない国への能力構築支援や情報・証拠の共有を進めるべきだと考える。また、ICCの独立性を守るため、政治的圧力を防ぐ仕組みや安定した財政基盤を整えることも重要である。

一方で、ICCは各国の司法制度を補う機関であり、国家主権を尊重する補完性原則を守るべきである。チュニジアは、この原則を大切にしながら、特定の国や地域に偏ることなく、多くの国が賛成できる現実的かつ包摂的な制度改革を進めることが極めて重要であると考えている。

チュニジアは、アフリカ諸国・アラブ諸国とICC支持国の橋渡し役として対話と協力を大切にし、実



効性・独立性・公平性を完全に備えたICCの実現に向けて、他国と連携しながら積極的に取り組んでいく。

Uganda

Ukraine

ウクライナは2025年にローマ規程の締約国となり、国際司法の確立に深く寄与してきた。しかし、現行の制度は非締約国の大国による「侵略の罪」を裁くことが難しく、国連安保理の拒否権行使によって正義が阻害されるという「不処罰（Impunity）」の構造的欠陥を抱えている。大国の法抜け道を許すことは、世界の平和と法支配を揺るがす重大な問題である。

本会議において、ウクライナは以下の3点を提案する。

1. 「侵略の罪」の管轄権緩和
安保理の付託や犯行国の同意がなくても、国連総会の勧告等に基づきICCが「侵略の罪」を捜査・訴追できるよう規程を改定する。
2. 「特別法廷」との連携強化
安保理が機能不全に陥った際、ICCを補完する「侵略の罪に関する特別法廷」を設置・連携させ、正義の隙間を埋める。
3. 逮捕状履行の厳格化
逮捕状が出された容疑者の引き渡しを拒む締約国へのペナルティを明確にし、ICCの実効性を高める。

我が国の第124条（過渡的措置）適用は自衛戦下の一時的措置であり、国内司法で処罰義務を果たす。ウクライナは、力による支配を二度と許さない強いICCを作るため、各締約国と協力する準備がある。

United Kingdom

Uruguay



Venezuela

自国の政策によってICCが政治的圧力を受けにくくなり司法機関として独立性が高まるので締約国がICCの判断を受け入れやすくなるとともに、判事や検察官が安心して職務を遂行できるようになるので公平な裁判ができるようになると考える。

EUはICCの独立性や法の支配を重要視しているので協力することができると思う。カナダや中南米も同様にICCを支援しつつ制度改善を重視しているため協力することができると思う。アメリカは公平性や地域的偏りの改善という提案に共通の認識を持っているため協力することができると思う。

自国の政策に対し政治的圧力を禁止しても強制力がなく透明性を高めると捜査の秘密が守られるか疑問であるという批判が予想されるが法的拘束力ではなくASPIによる公式な批判や定期的な報告を組み合わせることで政治的圧力を可視化し国際社会全体で抑止力を高めることができる、そして公開するのは制度や判断基準であり捜査上の機密事項は公開されないとする事で問題ないと認識している。また公平性は主観的で表すことができないという批判が予想されるが、判事、検察官の地域的多様性、裁判期間、補完性原則の適用状況、締約国と協議件数などの客観的指標を用いて評価することで公平性を表すことができると認識している。

Zambia

自国では、資金不足や食糧不足等、発展途上国の抱える問題がたくさんあり、資金面や技術面などで、ICCを支援することは難しい。が、平和主義であるとともに、ICCに対する、国民から90%の支持率を得ているため、自国はICCを強く支持している。

現在ICCの大きな問題点として予算不足が考えられる。予算不足の解消には独立した財源を確保し、加盟国の拠出金に頼りきらない構造を作るとともに支出の削減が望ましい。裁判の長期化や多くの管轄事案を持つことは検察や職員の負担につながると思われるため、発展途上国の司法制度の整備のための人材育成、証拠収集技術、ノウハウなどを可能な国家にUNDPや2国間支援を通じて要請したいと考えている。これにより、ICCに委託される事案の減少が期待できる。また、裁判の長期化を防ぐため、ICCの職員の仕事の効率化が必要だと考え、人材育成を進めたい。また、現在ICCには逮捕状などの発行ができていても実行能力が欠如しており、紛争地域などでは証拠収集も難しいことが多いため、独自の警察組織が必要だと考えられる。

また、アメリカやロシアなどの大国によるICC職員への経済制裁が捜査などに与える影響を鑑み、ICC職員への経済制裁や政治的圧力を禁止する条約の締結を目指したいと考えている。

他にも、アフリカ諸国の相次ぐ脱退の理由として、捜査事案がアフリカ諸国に集中していることが考えられる。そこで、定期的に第三者からのICCの活動を評価する制度を設けることを提案する。これにより、ICC活動の透明性確保を図ることができる。

以上の政策を進めることで、ザンビアはより国際社会が平和で良いものになっていくと考えている。すべての国が協力し、良い会議にしていくことを呼びかける。